

## 庄内町土地開発公社分譲住宅団地紹介手数料交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、庄内町土地開発公社（以下「公社」という。）の住宅団地の販売を促進させるため、土地売買契約に至った住宅団地の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）を公社に紹介したもの（以下「情報提供者」という。）に対し、当該情報の提供に対する手数料を支払う制度を設けるとともに、その取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 手数料の交付対象となる者は、購入希望者を紹介した個人及び業者とする。ただし、次に掲げる者は交付対象者から除外するものとする。

- (1) 宅地分譲申込みをした本人の家族
  - (2) 庄内町職員及びその家族
  - (3) 関係法令により業務停止処分及び営業停止処分を受けている者
  - (4) 購入希望者を紹介した個人及び業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）である者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、公社理事長が情報提供者として不相当と認める者
- (手数料の額)

第3条 手数料の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 庄内町南町住宅団地 分譲価格に5パーセントを乗じた額
  - (2) 庄内町松陽住宅団地 分譲価格に3パーセントを乗じた額
- 2 前項の規定により算出した手数料の総額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付時期)

第4条 手数料の交付は、購入希望者と売買契約が成立し、譲渡代金が全額支払われた後とする。

(交付申請)

第5条 手数料の交付を受けようとする情報提供者（以下「交付申請者」という。）は、購入希望者が宅地分譲申込書を提出すると同時に、分譲住宅団地紹介手数料交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、同一の情報複数の者から提供された場合は、最初の情報提供者が申請する権利を有するものとする。

(交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定により交付申請書が提出された場合、これを審査し認定したときは、第4条に規定する要件が成立した後、交付申請者に対し分譲住宅団地紹介手数料交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前条に規定する交付申請書の記載事項に不備があった場合、又は第4条に規定する交付要件が成立しなかった場合については、交付申請者に対し分譲住宅団地紹介手数料交付申請却下通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

(手数料の交付)

第7条 情報提供者は前条の交付決定を受けた場合、分譲住宅団地紹介手数料交付請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を提出するものとする。

2 理事長は、前項の請求書に基づき、手数料を支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

分譲住宅団地紹介手数料交付申請書

年 月 日

庄内町土地開発公社  
理事長 宛

申請者 住所  
氏名 ④  
電話

私は、庄内町土地開発公社が造成した分譲住宅団地を下記により紹介したいので申請します。

記

分譲住宅団地の所在	庄内町（ 清川 ・ 松陽 ） 番地
分譲住宅団地の名称	
宅地購入希望者	住 所
	氏 名
	連絡先
	職 業
特 記 事 項	

様式第2号（第6条関係）

分譲住宅団地紹介手数料交付決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

庄内町土地開発公社  
理事長 印

年 月 日付けで申請があった分譲住宅団地紹介手数料については、下記  
のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 手数料交付額 円

様式第3号（第6条関係）

分譲住宅団地紹介手数料交付申請却下通知書

年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

庄内町土地開発公社  
理事長 印

年 月 日付けで申請があった分譲住宅団地紹介手数料については、下記の理由により却下します。

記

1 却下理由

様式第4号（第7条関係）

分譲住宅団地紹介手数料交付請求書

年 月 日

庄内町土地開発公社  
理事長 宛

申請者 住所  
氏名 ④  
電話

年 月 日付け第 号で交付決定のあった分譲住宅団地紹介手数料を受けたいので、庄内町土地開発公社分譲住宅団地紹介手数料交付要綱第7条の規定に基づき請求します。

記

1 手数料請求額 円